

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）

一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（第六章）（略）</p> <p>第七章 特例財務諸表提出会社の財務諸表（第二百二十七条・第二百二十八条）</p> <p>第八章 特定会社の財務諸表（第二百二十九条・第三百十条）</p> <p>第九章 外国会社の財務諸表（第三百十一条―第三百十五条）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第二百二十九条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十</p>	<p>目次</p> <p>第一章（第六章）（略）</p> <p>第七章 特定会社の財務諸表（第二百二十七条・第二百二十八条）</p> <p>第八章 外国会社の財務諸表（第二百二十九条―第三百十三条）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第二百二十七条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十</p>

一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九  
十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成  
する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借  
対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー  
計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方  
法は、第一条の三を除き、この章から第八章までの定めるところによ  
るものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公  
正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体で  
あつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行った企  
業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行わ  
れたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認めら  
れることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項  
に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するも  
のとする。

一〇五 (略)

4 (略)

(連結財務諸表を作成している会社の特例)

第一条の二 連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法（平成十  
七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社

（第二条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。第  
七章において「特例財務諸表提出会社」という。）が提出する財務諸  
表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることので  
きる。

(特定会社の特例)

一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九  
十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成  
する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借  
対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー  
計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方  
法は、第一条の三を除き、この章から第七章までの定めるところによ  
るものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公  
正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体で  
あつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った  
企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行  
われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認め  
られることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一  
項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当する  
ものとする。

一〇五 (略)

4 (略)

(新設)

(適用の特例)

第一条の二の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第八章の定めるところによることができる。

一・二 （略）

（外国会社の特例）

第一条の三 外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者をいう。第九章において同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類及び四半期財務書類を除く。同章において同じ。）の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

（定義）

第八条 （略）

2 ～ 29 （略）

30 この規則において、「存続会社」とは、会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及びこれに準ずる事業体をいう。

31 ～ 63 （略）

（リース取引に関する注記）

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一・二 （略）

（外国会社の特例）

第一条の三 外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者をいう。第八章において同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類及び四半期財務書類を除く。同章において同じ。）の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

（定義）

第八条 （略）

2 ～ 29 （略）

30 この規則において、「存続会社」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及びこれに準ずる事業体をいう。

31 ～ 63 （略）

（リース取引に関する注記）

第八条の六 (略)

2・3 (略)

4 前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(事業分離における分離元企業の注記)

第八条の二十三 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(資産除去債務に関する注記)

第八条の二十八 (略)

2 前項各号に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十九条 第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(流動資産に係る引当金の表示)

第二十条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第八条の六 (略)

2・3 (略)

(新設)

(事業分離における分離元企業の注記)

第八条の二十三 (略)

2・3 (略)

4 第一項(第四号及び第五号を除く。)及び前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(資産除去債務に関する注記)

第八条の二十八 (略)

(新設)

第十九条 第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(流動資産に係る引当金の表示)

第二十条 (略)

2 (略)

(新設)

第二十四条 前条第一項第十号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第二十六条 (略)

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(減損損失累計額の表示)

第二十六条の二 (略)

2～4 (略)

5 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第二十九条 前条第一項第十一号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第三十三条 第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(関係会社に対する資産の注記)

第三十九条 関係会社との取引に基づいて発生した受取手形及び売掛金の合計額が資産の総額の百分の五を超える場合には、当該受取手形及

第二十四条 前条第一項第十号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第二十六条 (略)

(新設)

(減損損失累計額の表示)

第二十六条の二 (略)

2～4 (略)

(新設)

第二十九条 前条第一項第十一号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第三十三条 第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(関係会社に対する資産の注記)

第三十九条 関係会社との取引に基づいて発生した受取手形及び売掛金の合計額が資産の総額の百分の一を超える場合には、当該受取手形及

び売掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する受取手形又は売掛金のいずれかの金額が資産の総額の百分の五以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

- 2 関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、売掛金及び第三十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未着品、積送品、前払費用又は未収収益で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。
- 3 前二項に規定する関係会社に対する資産で、前二項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が資産の総額の百分の五を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（削る）

（事業用土地の再評価に関する注記）

第四十二条（略）

2（略）

3 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

び売掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する受取手形又は売掛金のいずれかの金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

- 2 関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、売掛金及び第三十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未着品、積送品、前払費用又は未収収益で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。
- 3 前二項に規定する関係会社に対する資産で、前二項の規定により注記したものの以外のものの金額の合計額が資産の総額の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（固定資産の再評価に関する注記）

第四十二条 有形固定資産又は無形固定資産について再評価を行った場合（土地再評価法により事業用土地の再評価を行った場合を除く。以下この条において同じ。）には、その旨及びその理由、当該再評価を行った年月日、当該資産の再評価前の帳簿価額、再評価額並びに再評価差額に関する会計処理の方法を注記しなければならない。

2 有形固定資産又は無形固定資産で再評価されているものがある場合には、その旨及び当該再評価年月日を注記しなければならない。ただし、再評価を行った事業年度から五年を経過しているもの又はその金額が重要でないものについては、この限りでない。

（事業用土地の再評価に関する注記）

第四十二条の二（略）

2（略）

（新設）

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〇十四 (略)

二〇四 (略)

第五十条 前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 (略)

二〇三 (略)

4 | 第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〇十四 (略)

二〇四 (略)

第五十条 前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 (略)

二〇三 (略)

(新設)

(関係会社に対する負債の注記)

第五十五条 関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛金の合計額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超える場合には、当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する支払手形又は買掛金のいずれかの金額が負債及び純資産の合計額の百分の五以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2 関係会社との取引に基づいて発生した債務（支払手形、買掛金及び第五十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

3 前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により注記したものの以外のもので金額の合計額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第五十六条 (略)

2 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第六十八条の二 削除

(一株当たり純資産額の注記)

(関係会社に対する負債の注記)

第五十五条 関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛金の合計額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超える場合には、当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する支払手形又は買掛金のいずれかの金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2 関係会社との取引に基づいて発生した債務（支払手形、買掛金及び第五十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

3 前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により注記したものの以外のもので金額の合計額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第五十六条 (略)

(新設)

(配当制限に関する注記)

第六十八条の二 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。

(一株当たり純資産額の注記)

第六十八条の四 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(売上原価の表示方法)

第七十五条 (略)

2 前項第二号の当期製品製造原価については、その内訳を記載した明細書を損益計算書に添付しなければならない。ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報を注記している場合は、この限りでない。

(工事損失引当金繰入額の注記)

第七十六条の二 (略)

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載)

第八十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、区分掲記又は注記を要しない。

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第八十五条 (略)

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、減価償却費及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百

第六十八条の四 (略)

2 (略)

(新設)

(売上原価の表示方法)

第七十五条 (略)

2 前項第二号の当期製品製造原価については、その内訳を記載した明細書を損益計算書に添付しなければならない。

(工事損失引当金繰入額の注記)

第七十六条の二 (略)

(新設)

(たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載)

第八十条 (略)

2 (略)

(新設)

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第八十五条 (略)

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、減価償却費及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百

分の十を超える費目をいう。

(研究開発費の注記)

第八十六条 (略)

2| 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(減損損失の注記)

第九十五条の三の二 (略)

2| 前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第九十五条の三の三 (略)

2| 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(一株当たり当期純損益金額に関する注記)

第九十五条の五の二 (略)

2 (略)

3| 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記)

第九十五条の五の三 (略)

2・3 (略)

4| 前三項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成

分の五を超える費目をいう。

(研究開発費の注記)

第八十六条 (略)

(新設)

(減損損失の注記)

第九十五条の三の二 (略)

(新設)

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第九十五条の三の三 (略)

(新設)

(一株当たり当期純損益金額に関する注記)

第九十五条の五の二 (略)

2 (略)

(新設)

(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記)

第九十五条の五の三 (略)

2・3 (略)

(新設)

している場合には、記載することを要しない。

(自己株式に関する注記)  
第七十七条 (略)

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(附属明細表の種類)

第二百一十一条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

2 (略)

3 財務諸表提出会社(法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券の発行者に限る。)は、第一項第一号に掲げる附属明細表については、作成を要しない(次条及び第二百二十三条第一号に規定する場合を除く。)

4 財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表については、作成を要しない(次条及び第二百二十三条第一号に規定する場合を除く。)

第七章 特例財務諸表提出会社の財務諸表

(特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準)

第二百二十七条 特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。

一 貸借対照表 様式第五号の二

(自己株式に関する注記)  
第七十七条 (略)

(新設)

(附属明細表の種類)

第二百一十一条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第三号、四号及び第六号に掲げる附属明細表については、作成を要しない。

一 一六 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 損益計算書 様式第六号の二
  - 三 株主資本等変動計算書 様式第七号の二
  - 四 有形固定資産等明細表 様式第十一号の二
  - 五 引当金明細表 様式第十四号の二
- 2 特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもつて当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。
- 一 第八条の二 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第一百一条各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
  - 二 第八条の三の四 会社計算規則第二百二条の三第一項各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
  - 三 第八条の三の五 会社計算規則第二百二条の四各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
  - 四 第十八条及び第三十二条の二 会社計算規則第二百三条第九号に掲げる事項
  - 五 第三十九条及び第五十五条 会社計算規則第二百三条第六号に掲げる事項
  - 六 第四十三条 会社計算規則第二百三条第一号に掲げる事項
  - 七 第五十八条 会社計算規則第二百三条第五号に掲げる事項
  - 八 第七十四条、第八十八条、第九十一条及び第九十四条 会社計算規則第二百四条に規定する関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- （特例財務諸表提出会社に該当する旨の記載）
- 第二百二十八条 特例財務諸表提出会社が前条の規定により財務諸表を作成した場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特例財務諸表提出会社に該当する旨
  - 二 前条の規定により財務諸表を作成している旨

第八章 (略)

(特定会社の財務諸表の作成基準)

第二百二十九条 特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第一章から第六章までの規定による。

2 (略)

第二百三十条 (略)

第九章 (略)

第三百一十一条～第三百三十四条 (略)

(注記の方法)

第三百三十五条 第三百三十二条、第三百三十三条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第九条第五項の規定は、第三百三十二条及び第三百三十三条第二項の規定により注記する場合に準用する。

第七章 (略)

(特定会社の財務諸表の作成基準)

第二百二十七条 特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 (略)

第二百二十八条 (略)

第八章 (略)

第二百二十九条～第三百三十二条 (略)

(注記の方法)

第三百三十三条 第三百三十条、第三百三十一条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第九条第五項の規定は、第三百三十条及び第三百三十一条第二項の規定により注記する場合に準用する。

1 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案	現 行	
様式第五号の二 【貸借対照表】	(新設)	
	(単位： 円)	
	前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)
<u>資産の部</u>		
<u>流動資産</u>		
現金及び預金	×××	×××
受取手形	×××	×××
売掛金	×××	×××
有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××
仕掛品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××
前払費用	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
流動資産合計	×××	×××
<u>固定資産</u>		
<u>有形固定資産</u>		
建物	×××	×××
構築物	×××	×××
機械及び装置	×××	×××
車両運搬具	×××	×××
工具、器具及び備品	×××	×××
土地	×××	×××
リース資産	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××
その他	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××
<u>無形固定資産</u>		
ソフトウェア	×××	×××
リース資産	×××	×××
のれん	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
<u>投資その他の資産</u>		
投資有価証券	×××	×××
関係会社株式	×××	×××
長期貸付金	×××	×××

繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
投資その他の資産合計	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
社債発行費	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形	×××	×××
買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払金	×××	×××
未払費用	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
前受金	×××	×××
預り金	×××	×××
前受収益	×××	×××
××引当金	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
××引当金	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金		
資本準備金	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××
利益剰余金		
利益準備金	×××	×××
その他利益剰余金		
××積立金	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××

自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

(記載上の注意)

1. 上記の様式は、会社計算規則第3編第2章の規定に基づいて記載すること。
2. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
3. 新株式申込証拠金又は自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記すること。
4. ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。
5. 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外の場合は、固定負債において資産除去債務により表示すること。
6. 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上すること。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

改正案

現行

様式第六号の二  
【損益計算書】

(新設)

(単位：円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	×××	×××
その他	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
その他	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
その他	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
その他	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××

(記載上の注意)

1. 上記の様式は、会社計算規則第3編第3章の規定に基づいて記載すること。
2. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第七号の二

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

（単位： 円）

	株主資本								評価・換算差額等				新株子 約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延へ ツジ損 益	土地再 評価差 額金			評価・ 換算差 額等合 計
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余 金									
					××積 立金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額															
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××					△×××
当期純利益							×××	×××		×××					×××
自己株式の処分									×××	×××					×××
.....															×××
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	=	×××	×××	=	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

改 正 案

(新設)

現 行

当事業年度（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

（単位： 円）

	株主資本									評価・換算差額等				新株子 約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延ハ ッジ損 益	土地再 評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計			
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余 金										利益剰 余金合 計
						××積 立金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××	
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××					△×××	
当期純利益							×××	×××		×××					×××	
自己株式の処分									×××	×××					×××	
.....															×××	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	＝	×××	×××	＝	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

（記載上の注意）

1. 上記の様式は、会社計算規則第3編第4章の規定に基づいて記載すること。
2. 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意すること。
3. 遡及適用又は修正再表示（以下3.において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
4. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

改正案	現行
<p>様式第十一号 【有形固定資産等明細表】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「<u>当期首残高</u>」、「<u>当期増加額</u>」又は「<u>当期減少額</u>」及び「<u>当期末残高</u>」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。</p> <p>7. ～11. (略)</p>	<p>様式第十一号 【有形固定資産等明細表】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「<u>当期増加額</u>」又は「<u>当期減少額</u>」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。</p> <p>7. ～11. (略)</p>

改正案

現 行

様式第十一号の二

【有形固定資産等明細表】

(単位：円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却累 計額
有形固 定資産							
	計						
無形固 定資産							
	計						

(記載上の注意)

1. 重要な増減額がある場合には、その理由を注記すること。
2. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については「当期首残高」、「当期増加額」又は「当期減少額」及び「当期末残高」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
3. 固定資産の減損に係る会計基準に基づき減損損失を認識した場合には、貸借対照表における表示（直接控除形式又は間接控除形式）にあわせて以下のとおり記載すること。  
直接控除形式により表示する場合には、当期の減損損失の金額を「当期減少額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。また、間接控除形式により表示する場合には、当期の減損損失の金額を「当期償却額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。
4. 当期首残高又は当期末残高について、取得価額により記載する場合には、その旨を記載すること。

(新設)

改正案

現 行

様式第十四号の二  
【引当金明細表】

(単位：円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

(記載上の注意)

1. 当期首又は当期末のいずれかに引当金（退職給付引当金を除く。）の残高がある場合にのみ作成すること。
2. 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>様式第十五号 【資産除去債務明細表】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. (略)</li><li>2. 本明細表に記載すべき事項が第8条の28 <u>第1項</u>に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。</li></ol>	<p>様式第十五号 【資産除去債務明細表】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. (略)</li><li>2. 本明細表に記載すべき事項が第8条の28 に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。</li></ol>